

答 申 書

(答申第45号)

平成19年2月28日

1 審査会の結論

捜査費及び捜査用報償費の領収書を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成17年12月分の捜査費及び捜査用報償費の領収書（本部、函館、旭川、釧路、北見方面本部全所属、全道警察署分）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）及び同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を開示する処分に変更することを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関の主張は、次のとおりである。

本件公文書には、犯罪捜査等に従事する職員の活動のための諸経費や捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費の執行に係る捜査員の氏名、協力者等の住所及び氏名、支払年月日、支払額、支払先、領収証（書）作成者（担当者）の氏名及び印影等の情報が記載されている。これらが明らかになると、個々の事件ごとの捜査状

況や捜査内容等が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるほか、捜査員や協力者等が特定され、事件関係者から報復を受けたり、協力者等が報復を受けることをおそれて以後の協力を拒むなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、本件公文書に記載されている店名、金額、年月日等を公にすると、捜査員と捜査協力者等が接触した場所、年月日等が明らかとなり、事件関係者等が持つ他の情報と比較検討することにより、捜査中の事件が特定され、接触場所の選定や接触時期など捜査の手法が明らかとなり、事件関係者等に対抗措置を講じられるおそれがあり、捜査活動に支障が生ずる。

さらに、捜査協力者等が特定されることにより、事件関係者から報復を受けたり、又はこれを懸念して以後の協力を拒絶するおそれもあるなど、現在及び将来の捜査活動に支障が生ずるものである。

ウ 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

捜査協力者等の存在を疑い、その割り出しをしようとしている者が、既に収集している情報と合わせて検討することで、捜査協力者等が推認される。

また、組織的な集団の場合、本件公文書が計画的、定期的の開示されることにより、何時から捜査をしているのか、何時の時点で捜査協力者等に謝礼を渡しているのかなど、捜査の具体的な手法が推認される。

エ 実施機関は、当審査会に対して、本件公文書と捜査活動等の関係を具体的に示しており、それらによれば、本件公文書を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、当該月に捜査員と捜査協力者等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、警察の捜査に協力している他の協力者との信頼関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困難になると考えられる。

よって、「捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」、「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」及び「犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、本件公文書は、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、本件公文書が1号情報に該当するとも主張するが、結論は上記

のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|-----------------------------|--|
| 平成18年 8 月 9 日 | ○ 諮問書の受理（諮問番号37） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出 |
| 平成18年 8 月 23 日 | ○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託 |
| 平成18年 9 月 26 日 （第二部会） | ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議 |
| 平成18年10月24日 （第二部会） | ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議 |
| 平成19年 1 月 24 日 （第二部会） | ○ 審議 |
| 平成19年 2 月 19 日 （第二部会） | ○ 審議 |
| 平成19年 2 月 27 日 （第19回審査会） | ○ 答申案審議 |
| 平成19年 2 月 28 日 | ○ 答申 |